

2022.08.01

## ESG リスクトピックス <2022 年度第 5 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

### 今月のトピックス

#### <人権>

##### ○人権侵害救済の企業横断組織が正式発足

（参考情報：2022 年 6 月 16 日付 一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構 HP：

<https://info.gbiz.go.jp/hojin/ichiran?hojinBango=6010005035150>）

企業活動にまつわる人権侵害の申し出の受け付けや被害救済を目的にした企業横断の組織「ビジネスと人権対話救済機構」が 6 月 16 日、正式に発足した。サプライチェーンにおける外国人労働者などの支援を主眼とし、本人のほか NGO や支援者などからの申し出も受け付ける。

同機構は、電子機器メーカーなどの業界団体「電子情報技術産業協会（JEITA）」と有志の弁護士で構成する「ビジネスと人権ロイヤーズネットワーク」、笹川平和財団などが主導して設立。国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下、「指導原則」）が求める苦情処理メカニズムの構築・運用を目的としている。具体的には、申し出の受け付け窓口や事実確認、対策の提案などを担う。JEITA 会員以外の企業も登録すれば利用可能としている。

指導原則は企業に対して、①方針によるコミットメント、②人権デューデリジェンスの実施、③苦情処理メカニズム（＝人権侵害被害への対応）の構築・運用を求めている。そのうち、③苦情処理メカニズムについては、自社やサプライヤーの従業員に加えて、NGO を含む全てのライツホルダーやその代理人などの幅広いステークホルダーが利用できることや、法令遵守に留まらず人権や環境など国際行動規範に基づく責任ある企業行動の問題を提起できる実効性の高いメカニズムの導入などを求めている。しかし、これまで企業が対応・整備してきた内部通報制度よりも対象者・対象案件が広範になる上、対応ノウハウが蓄積されていないなどの課題がある。公正・公平で実効性の高い制度を、個々の企業が単独で導入・運用することの難しさも課題として認識されてきた。

同機構は、今夏に専用のウェブサイトを立て上げる予定である。併せて、利用企業の登録を開始する。

#### <TNFD>

##### ○TNFD コンサルテーショングループ・ジャパンが設立

（参考情報：2022 年 6 月 3 日付 MS&AD インシュアランスグループホールディングス株式会社 HP：

「TNFD コンサルテーショングループ・ジャパンの設置と第 1 回会合の開催について」

[https://www.ms-ad-hd.com/ja/news/irnews/irnews-20220603/main/00/link/20220603\\_TNFD\\_jp.pdf](https://www.ms-ad-hd.com/ja/news/irnews/irnews-20220603/main/00/link/20220603_TNFD_jp.pdf)）

2022 年 6 月 3 日、MS&AD インシュアランスグループホールディングス株式会社は、日本における TNFD\*の推進のため、TNFD フォーラムメンバーによる「TNFD コンサルテーショングループ・ジャパン（通称：TNFD 日本協議会）」の設立を発表した。

TNFD 日本協議会は、TNFD が 2023 年 9 月に予定している自然関連の情報開示枠組みの完成に積極的に関与していくことを目的に設立された。本協議会は、フォーラムメンバーである環境省、金融庁、経団連自然保護協議会とも連携しながら、TNFD ベータ版の解説により参加者の理解を深め、参加者間での情報開示枠組みの改善のための議論を行い、枠組み開発への改善提案を行っていくことを主な活動としている。同協議会に参加する企業数は 58 社・団体（2022 年 7 月 7 日時点\*\*）となっている。

同様の協議会は現時点でオーストラリア及びニュージーランド、インド、オランダ、スイス、英国において設置されており、日本における設立は先進的な取り組みと言える。

6 月 16 日に開催された第 1 回会合では、TNFD エグゼクティブディレクターである Tony Goldner 氏を招き、同氏による基調講演や、ベータ版 v0.1 へのフィードバックに関する議論等が行われた。なお、第 2 回会合は 7 月末に 2 回に分けて開催された。

また、6 月 28 日には TNFD ベータ版 v0.2 が公表された。3 月に発行された v0.1 をベースとして、新たに以下に関連する資料が公表された\*\*\*。

- 取り組みの指標と目標を策定するための設計手法案と、パイロットテスト実施者を支援するための評価指標の例示
- 企業が自然関連リスクと機会を評価できるようにするための LEAP (Locate, Evaluate, Assess, Prepare : 発見、診断、評価、準備) アプローチの一環として、自然への依存と影響の評価、取り組み優先地域の特定をどのように行うかの実践ガイダンス
- 将来的なセクター別追加ガイダンスの開発に向けた TNFD のアプローチ概要
- 金融機関向けの LEAP (LEAP-FI) 手法の強化
- ベータ版枠組みのパイロットテストに関する追加的なガイダンス

第 2 回会合においては、ベータ版 v0.2 の解説・議論等が行われた。今後、実際に情報開示を行う側の目線による積極的な議論により、情報開示枠組みの改善に繋がることが望まれる。

\* 自然関連財務情報開示タスクフォース (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures) の略。2021 年 6 月に発足した、企業や金融機関などが自然関連の自社に関連するリスクと機会を管理し、情報開示するための枠組みを開発するイニシアティブ。自然に負の影響を与える資金の流れを転換させ、ネイチャーポジティブに移行させることを目的としている。

\*\* 遡って登録される場合もあり、実際の数字と若干異なる可能性がある。

\*\*\* TNFD 「TNFD releases second iteration beta framework including initial guidance on metrics」  
<https://tnfd.global/news/tnfd-releases-second-beta-framework/>

## <サステナブルファイナンス>

### ○金融庁、ESG 評価機関の透明性・公平性確保のための規範ドラフトを公表

(参考情報：2022年7月12日付 金融庁 HP：

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20220712/20220712-2.html>)

金融庁サステナブルファイナンス有識者会議は7月12日、投資対象銘柄企業の ESG 評価や関連データを機関投資家などに提供する機関について、それらによる評価の透明性や公平性確保をするための行動規範のドラフトを公表した。9月5日までパブリックコメントを受け付ける。

ドラフトでは、評価基準・手法等の詳細が不開示といった透明性や公平性への疑義や、評価機関が対象企業に有償でコンサルティングサービスを提供するケースでの利益相反の懸念について、ガバナンスや中立性の問題として指摘している。その上で、ESG 評価機関に主体的な検討・実践を促すための「原則」を提示している。「透明性の確保」の課題に対しては、評価の目的・方法・プロセス・根拠データなどを開示するという原則を提示した。「独立性」の課題については、対象企業や投資家等との関係が評価に不当な影響を与えないための具体的な対策や、評価機関のコンサルティングサービスを受けることが実質的に必須となるような評価手法の禁止などの対策を提示した。

金融庁は評価機関に対して、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の形式で、規範の諸原則・指針の実施有無と、実施しない場合はその理由の説明を求めている。また、規範に賛同もしくは受け入れをする評価機関は、自身のホームページ上で公表することが求められる。金融庁も賛同・受け入れの状況を公表する予定である。

ドラフトにおいて対象企業が指摘する評価機関の課題として挙げられた事項は、以下の通り（ドラフトの内容に基づき、MS&AD インターリスク総研にて加筆・修正）。

課題	概要
評価内容・手法の透明性・公平性の確保	同一企業の評価結果が評価機関ごとに異なる場合があるが、評価基準・手法等の詳細が開示されておらず、評価理由を明確に把握することが不可能
評価機関のガバナンス・中立性の確保	評価機関が、評価対象企業に有償でコンサルティングサービスを提供するといった利益相反が懸念されるケースが存在
適正な評価能力・人材の確保	評価機関内に、ESG に関する専門性と評価対象となる金融商品に関する専門性を両立した人材が不足
評価対象企業の負担軽減	評価対象企業は、多くの評価機関から ESG 取り組み・評価内容等の確認を求められることにより、対応に係る負担が増大

また、評価機関に主体的な検討・実践を求める「原則」は以下の通り（ドラフトの内容に基づき、MS&AD インターリスク総研にて加筆・修正）。

原則	概要
品質の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>ESG 評価・データの品質確保にむけて、サービス品質を定義し、評価基準・方法等に関する指針・手続きを策定</li> </ul>
人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>ESG 評価機関全体として適切な人材・知見を確保できるよう、機関内部の人材育成や、機関外部の専門的知見の活用を推進</li> </ul>
独立性の確保・利益相反の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>利益相反を適切に回避・管理・低減するための方針を策定・開示</li> </ul>
透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価の目的・考え方・基本的方法論の開示</li> </ul>
守秘義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>非公開情報の取得・保護・管理のための方針・手続きの策定・開示</li> </ul>
企業とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>ESG 評価・データ提供にむけた評価対象企業とのコミュニケーションの内容・手順の開示</li> </ul>

### <感染症>

#### ○観光庁、外国人観光客受け入れ再開に向けたガイドラインを公表

(参考情報：2022年6月7日付 観光庁 HP：

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001485024.pdf>)

観光庁は2022年6月7日に「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」を公表した。本ガイドラインは、2022年6月10日から添乗員付きパッケージツアーによる外国人観光客の受入れが再開されたことに伴い、観光関係者が感染防止対策に関して留意すべき点をまとめたものである。

本ガイドラインでは、「感染拡大防止のために各観光関係者が留意すべき事項」と「陽性者発生時を含む緊急時の対応」の2つに大きく区分し、各局面（フェーズ）に応じた当事者別（旅行業者、添乗員、宿泊事業者等）の留意点が整理されている。

#### <外国人観光客の受入れ対応に関するガイドラインの構成>

感染拡大防止のために各観光関係者が留意すべき事項	(1) ツアーの造成、販売、実施等の前提（共通事項）
	(2) ツアー造成時における対応
	(3) ツアー販売時における対応
	(4) ツアー実施前における対応
	(5) ツアー実施中における対応
	(6) ツアー終了後における対応
陽性者発生時を含む緊急時の対応	(1) ツアー実施前における対応
	(2) ツアー実施中における対応
	(3) ツアー終了後における対応

出典：「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」をもとに弊社にて作成

本ガイドラインは旅行業者等を対象とした文書となっており、旅行業者に対して、ツアー造成時から終了後における感染対策に配慮し、対策を徹底している施設等を活用することを求めている。感染拡大防止のためには全ての項目を徹底することが重要であり、関連事業者においては、ガイドラインの内容を確認した上、必要な対応を推進することが必須といえる。

また、旅行業者のみならず外国人が旅行中利用する可能性の高い業種（運輸業、小売業、飲食業など）においても、外国人観光客を想定した感染防止対策の着眼点は共通であり、本ガイドラインの記載を参考に、対策（例：外国語のリーフレット掲示、ピクトグラムの活用、動画の活用など）を検討することが望ましい。

## <サイバーセキュリティ>

### ○重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画が改定

（参考情報：2022年6月17日付 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）HP：

「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」

[https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/cip\\_policy\\_2022.pdf](https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/cip_policy_2022.pdf)）

重要インフラ\*のサイバーセキュリティに係る行動計画（以下、本行動計画という）が6月17日に改定された。わが国における重要インフラを維持する上で、サイバーセキュリティへの取り組みをまとめたものである。本行動計画の目的は、第一に重要インフラサービスの継続的提供を不確かなものとする自然災害、管理不良、サイバー攻撃、重要インフラを取り巻く環境変化等をリスクとして捉え、リスクを許容範囲内に抑制すること、第二にサービスの障害に備えた体制を整備し、障害発生時に適切な対応を行い、迅速な復旧を図ることである。

重要インフラを取り巻く脅威は年々高度化・巧妙化しており、サイバー攻撃による被害が増加しているが、その一方で、重要インフラの分野ごとにシステムの利用形態が異なることから、各組織における脅威の差異が拡大している。本行動計画では、2017年4月に発表された重要インフラの情報セキュリティに係る第4次行動計画（以下、第4次行動計画という）を基本としつつ、重要インフラ分野全体として今後の脅威の動向、システム、資産を取り巻く環境変化に適確に対応できるようにすることで、官民連携に基づく重要インフラ防護の一層の強化を図ることを目的としている。企業規模を問わず、いつどの企業が被害に遭ってもおかしくない状況において、本行動計画にて示される対策例はすべての企業において有益なものであるといえる。

本行動計画には「1. 障害対応体制の強化」「2. 安全基準等の整備及び推進」「3. 情報共有体制の強化」「4. リスクマネジメントの活用」「5. 防護基盤の強化」といった5つの施策群と補強・改善の方向性等が示されているが、特に「1. 障害対応体制の強化」で示す内容が大きく改定された。

第4次行動計画では、「障害対応体制の強化」に関する事項において、重要インフラ事業者が実施すべき内容やその手順などを示し、その効果を検証していた。例えば、情報疎通機能を定め、その効果検証を行うことや、重要インフラ事業者を分野別に集め、横断演習を行うことなどを取り上げていた。しかし前述した通り、サイバー攻撃が巧妙化・高度化し、攻撃を予見して防ぎきることが困難な状況にあり、さらに自組織が攻撃を受けてサービスが維持できなくなった際に、自組織のみならずサービスのステークホルダーにまで多大な被害が発生する可能性がある。これらの事態を鑑み、本行動計画の改定では、重要インフラ事業者において「障害対応体制の強化」に関して取り組むべき事項として以下の5つを示している。

- ① 経営層、最高情報セキュリティ責任者（CISO）、戦略マネジメント層、システム担当者の役割と責任に基づく、組織一丸となった対応
- ② リスクマネジメントと危機管理の一体的な対応
- ③ BCP 及び IT-BCP、コンピュータセキュリティに関する事故対応チーム（CSIRT）等、インシデントの発生時に対処できる体制の整備
- ④ 日々の運用で、発見した脅威や脆弱性を払拭するような管理策の実施
- ⑤ 自組織に有効的と考えられる監査の実施とその結果の活用

従来、サイバーセキュリティに係る取り組みはシステム担当者だけで対応されることが多かったが、組織全体を俯瞰した上でのリスクの明確化、経営レベルでの対応策の検討が不可欠である。管理を適切にすれば防げた障害が繰り返し発生していることを鑑みて、本行動計画では、組織統治にサイバーセキュリティを組み入れるための取り組みを推進することが求められている。サイバーセキュリティの実効性を高めるためには、画一的な安全基準等を参照するだけでは不十分であり、自組織の特性を明確化し、経営層からシステム担当者までの各階層の視点を有機的に組み合わせたリスクマネジメントを経て、組織の特性に応じた適切な予防措置及び被害発生時の措置を構築、維持することが肝要となる。

なお、取り組みの推進には、当該の重要インフラサービスを提供するために必要なサプライチェーンおよび海外拠点を含める必要があることや、サイバーセキュリティ体制が適切でなかった故に攻撃による損害が生じた場合、経営層は、組織に対して任務懈怠に基づく損害賠償責任を問われ得ることに留意いただきたい。

- \* 重要インフラとは、他に代替することが著しく困難なサービスを提供する事業が形成する国民生活及び社会経済活動の基盤であり、その機能が停止、低下又は利用不可能な状態に陥った場合に、わが国の国民生活または社会経済活動に多大なる影響を及ぼすおそれが生じるもの。重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画では、「重要インフラ分野」として、「情報通信」、「金融」、「航空」、「空港」、「鉄道」、「電力」、「ガス」、「政府・行政サービス（地方公共団体を含む）」、「医療」、「水道」、「物流」、「化学」、「クレジット」及び「石油」の14分野を挙げている。

HP：<https://www.nisc.go.jp/policy/group/infra/index.html>（最終アクセス：2022年7月15日）

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

#### お問い合わせ先

**MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部 リスクマネジメント第三部**  
interrisk\_csr@ms-ad-hd.com（危機管理・コンプライアンスグループ）  
kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）  
sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）  
interrisk\_erm@ms-ad-hd.com（統合リスクマネジメントグループ）  
CyberRisk\_irric@ms-ad-hd.com（サイバーリスクグループ）  
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

#### <危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

#### <サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD対応水リスク
- ◆ 水リスク
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD対応）

#### <サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援SDGs支援

#### <統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
  - ・リスクマネジメント体制構築
  - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

#### <サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2022